

第7 消滅時効

1 債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点

【現行条文】

(消滅時効の進行等)

第166条 消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。

- 2 前項の規定は、始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占有する第三者のために、その占有の開始の時から取得時効が進行することを妨げない。ただし、権利者は、その時効を中断するため、いつでも占有者の承認を求めることができる。

(債権等の消滅時効)

第167条 債権は、10年間行使しないときは、消滅する。

【商法】

(商事消滅時効)

第522条 商行為によって生じた債権は、この法律に別段の定めがある場合を除き、5年間行使しないときは、時効によって消滅する。ただし、他の法令に5年間より短い時効期間の定めがあるときは、その定めるところによる。

【法案】

(債権等の消滅時効)

第166条 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき。
- 二 権利を行使することができる時から10年間行使しないとき。

解説

▶立法趣旨

法案166条1項1号は、時効期間を5年間とすることで法律関係の早期安定を図りつつ、その起算点を「権利を行使することができることを知った時」とすることで、債権者の保護を図るものである。法案166条1項2号は、客観的起算点による消滅時効を維持することで、法的安定を図るものである。

▶実務上の留意点

現行の消滅時効期間を変更する内容である。

契約に基づく本来の履行請求権については、契約当時に履行可能時期を知るのが通常であるから、法案によると、契約に基づく履行請求権の消滅時効は、実質的に5年間に短縮されることになる。また、債務不履行に基づく損害賠償請求権についても、本来の履行請求権と法的に同一性を有するとみることができるとして、本来の債務の履行を請求し得る時から進行するという判例（最判平成10年4月24日判時1661号66頁〔28030788〕）に基づくと、同様の結論となる。

「権利を行使することができることを知った時」が具体的にどの時点になるのかという問題については、不法行為責任が認められた事案における民法724条前段の「損害及び加害者を知った時」の判断を参考に検討することになる。判例（最判昭和48年11月16日民集27巻10号1374頁〔27000466〕）は、これを「被害者において、加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況の下に、その可能な程度にこれらを知った時」を意味するものとしており、その他の最高裁判例や下級審判例の判断を参考にして、かかる要件を判断することになるものと考えられる。

なお、消滅時効期間の改正にかかる経過措置として、附則10条4項は、施行日前に債権が生じた場合におけるその債権の消滅時効の期間については、なお従前の例によると定めている。

【法案】

(定型約款の合意)

第548条の2 定型取引（ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものをいう。以下同じ。）を行うことの合意（次条において「定型取引合意」という。）をした者は、次に掲げる場合には、定型約款（定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいう。以下同じ。）の個別の条項についても合意をしたものとみなす。

- 一 定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき。
- 二 定型約款を準備した者（以下「定型約款準備者」という。）があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき。

解説

▶立法趣旨

1 現代社会においては、いわゆる約款（以下、単に「約款」という。）を利用して行われる取引が多数存在しているが、現行民法上、約款一般について明文の規定がなく、解釈又は判例法理による処理に委ねられてきた。しかし、契約の拘束力は当事者の合意にその根拠があるというのが民法の原則的な考え方であるのに、約款を用いた取引においては、個々の条項に関する当事者間の交渉は予定されていないし、一方当事者において約款の個々の条項を認識しないまま取引に及ぶことも少なくない。そうであるのに、なぜ、取引当事者間に約款の拘束力が生ずるのかという問題がある。

法案548条の2から548条の4は、多種多様なものが想定される約款のうち一定類型について規定を置くことで、これによる取引により生ずる拘束力に明文の根拠を設け、また、拘束力の限界等についても規律を定めるものである。

2 法案548条の2第1項は、「定型取引」において契約の内容とすることを目

的として特定の者により準備された条項の総体を「定型約款」と定義し、当事者において①定型約款を契約内容とする旨を合意し、又は②定型約款を準備した者があらかじめその定型約款の内容とする旨を相手方に表示していたときには、定型約款の個別の条項についても合意をしたものとみなすこととした（みなし合意）。

したがって、定型約款を利用する取引の場合、当事者は、必ずしも定型約款の個別条項についてその内容を認識していなくとも、法案548条の2第1項の要件に該当すれば、その定型約款による合意をしたものとみなされ拘束されることになる（ただし、法案548条の2第2項及び法案548条の3による例外がある）。

なお、鉄道等の交通機関利用の場面では、法案548条の2第1項2号にいう表示の要件を満たすことができないが、定型約款の内容について監督官庁のコントロールが及ぶことなどを考慮し、整備法により、定型約款を公表していれば足りる旨の規律が特別法においてなされることになる（鉄道営業法18条の2、軌道法27条の2、海上運送法32条の2、道路運送法87条、航空法134条の3、電気通信事業法167条の2）。

3 前記のとおり、本法案の規律は、約款すべてを対象としているものではなく、「定型約款」とされるものみに及ぶ。定型約款の定義については既に述べたが、定義中の「定型取引」とは、法案の文言にあるとおり、「ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なもの」をいう。

そのため、当事者の個性に着目する取引は不特定多数の者を相手方とするものとはいえず定型取引に該当しない。また、契約内容に画一性があってもそのことが当事者双方にとって合理的でなければ、やはり定型取引に該当しない（部会資料86-2、1頁）。定型取引性が認められない限り、取引につき定めた条項の総体が存在していても定型約款には当たらず法案の規律の対象外となる。

定型約款に該当する典型例としては、預金規定やソフトウェア利用規約などが考えられる。その一方で、労働契約は相手方の個性に着目するものであるから不特定多数性を欠いており定型取引には該当しないし（部会資料86-2、1、